

令和5年度 社会福祉法人指導監査結果及び改善状況（湖西市所管法人）

【改善済】法人からの報告、書類等で改善を確認できたもの

【改善中】法人からの報告、書類等で改善に着手済または着手の意思表示を確認できたもの

【未改善】改善の着手の意思表示が確認できないもの

社会福祉法人の名称	改善指導の内容	改善状況
社会福祉法人 湖西市社会福祉 協議会	現金受払簿では残高の確認ができないため、現金の着服防止の観点から、当日の残高と手許残高と突合できるよう現金出納帳を整備し、補助簿に「現金出納帳」を追記すること。なお、現金受払簿は拠点区分またはサービス区分ごとに作成すること。また、毎日の現金残高を確認し、金銭残高金種別表を作成し、現金出納帳を照合すること。現金出納帳と金銭残高金種別表は、作成者、上長確認欄があることが望ましい。 現在の経理規程では「毎日の現金出納終了後」となっているが、「入出金のあった日の現金出納終了後」とすることも可能である。	改善済
	金融機関等の取引に使用する印鑑について、業務時間中は施錠された場所に保管されていなかったため、適正な管理を行うこと。	改善済

令和6年10月29日現在